平成２３年（フ）第１６３７号
横浜市旭区中尾２丁目25番４号
破産者　有限会社松沢工芸社
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７９３号
神奈川県大和市上草柳８丁目17番７号
破産者　有限会社さくら
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６１５号
岐阜県羽島郡岐南町下印食２丁目92番地１
破産者　株式会社発汗房
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２号
岐阜市粟野西７丁目312番地
破産者　髙橋　隆広
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１７号
三重県伊勢市常磐１丁目11番５号
破産者　出崎　道雄
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第２８６号
大津市日吉台１丁目19番５号
破産者　株式会社野本
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９０７号
大阪市北区兎我野町４番12号
破産者　株式会社大輪興商
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０号
広島県江田島市大柿町柿浦2100番地、登記簿上の本店所在地広島県江田島市大柿町柿浦2041番地１
破産者　有限会社ワイス企画
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第８４号
徳島県小松島市横須町19番40―13号
破産者　有限会社コウユウ建材
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５号
福岡県大牟田市大字宮崎2839番地
破産者　有限会社健裕工業
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第１８号
沖縄県国頭郡大宜味村字塩屋351番地
破産者　有限会社宮保建設
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所名護支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第４３号
栃木県佐野市久保町59番地、開始決定時の住所栃木県佐野市富岡町321番地２
破産者　板橋　孝一
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２１５号
栃木県足利市五十部町502番地１　第７陽光台ハウス410、開始決定時の住所栃木県足利市末広町21番地１
破産者　鳥野見佳子
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第３７５２号
札幌市東区北11条東９丁目１番３―703号
破産者　佐藤　美幸（旧姓平野）
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１６８号
札幌市東区本町１条３丁目８番19号
破産者　犬飼　　毅
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５９号
札幌市南区川沿11条１丁目５番１―205号
破産者　山野　尊弘
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５６２号
札幌市手稲区富丘１条４丁目４番７―401号
破産者　豊川　雅仁
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５１６号
札幌市北区新琴似８条１丁目２番８―303号
破産者　中川　勝彦
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０４５号
札幌市北区北34条西５丁目１番３―608号
破産者　坂口　直美（旧姓谷口）
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２０８号
札幌市北区北34条西５丁目１番３―608号、住民票上の住所札幌市北区屯田３条６丁目12番20号
破産者　坂口　茂代
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部